

令和7年産大豆播種前入札取引実施要領

公益財団法人日本特産農産物協会
理事長 雨宮 宏司

制定 6特農協第154号
令和6年11月29日

第1 趣旨

令和7年産大豆播種前入札取引の実施については、大豆の播種前入札取引に係る業務規程（令和4年11月24日一部改正、4特農協第166号）および大豆の播種前入札取引に係る買い手登録者遵守事項（令和4年12月22日一部改正、4特農協第168号）によるもののほか、この要領の第2および第3に定めるところによる。

第2 大豆の播種前入札取引に係る業務規程のうち、下記に掲げる事項を変更し、新たに令和7年産大豆播種前入札取引に係る業務規程を策定する。

1. 第8条（播種前入札取引の実施期日及び回数）

① 第2項を次のように変更する。

- ・播種前入札取引の実施回数は2回とし、第1回目は4月、第2回目は5月に実施する。

② 第3項を次のように変更する

- ・播種前入札取引に係る買い手への上場情報提示期限は4月上旬とし、入札実施期日は第1回目、第2回目ともに3月中に理事長が定め、公表する。

2. 第9条（上場の申し出）

① 第1項を次のように変更する

- ・売り手は、播種前入札取引に大豆を上場しようとするときは、前条第3項の第1回目の買い手への上場情報提示日の7日前までに、協会に別表第一に定める様式の上場申出書を提出する。

② 第2項（1）を次のように変更する

- ・一の産地品種銘柄別に一口を9.9トンとする口数単位をもって第1回目、第2回目に分けて上場する。なお、売り手の判断に基づき、一の産地品種銘柄について

産地を複数の地域に区分して上場すること（以下「地域区分上場」という。）ができるものとする。

③ 第2項の後に、次を第3項として加える

- ・ 売り手は、第1回目の落札状況に伴って、第2回目の上場口数に変更があった場合は、別表第1の上場申出書の第2回（確定）欄に全産地品種銘柄の上場数量を記入し、当該上場提示日の2日前までに再度提出する。

④ 上記に伴い、現行第3項を第4項とする

3. 第12条（買い手への上場内容等の通知）

第1項の（2）を次のように変更する。

- ・ 入札者情報（入札回数、入札者名、入札者の買い手登録番号及び落札大豆販売予定先の加工業者等名（入札者が問屋等である場合用））の記入欄、入札申込み内容（売り手別、上場産地品種銘柄等区分別の入札申込み口数及び入札申込み価格）の記入欄からなる入札票

4. 第13条（買受け申込み関係書類の提出）

① 第1項を次のように変更する。

- ・ 買い手が問屋等に該当する場合にあっては、協会による上場情報提示後、第1回目の入札実施期日の7日前までに、理事長が別に定めるところにより当該問屋等の落札大豆販売予定先である各加工業者等から受領した買受け申込み関係書類を取りまとめのうえ、協会に提出しなければならない。

② 第3項の後に、次を第4項として加える。

- ・ 第2回目の入札申込みにあたっては、第1回目と同様、前2項を遵守するものとする。

5. 第14条（入札申し込み）

① 第4項の後に、次を第5項として加える。

- ・ 問屋等の場合にあっては、第1回および第2回のどちらか一方だけ参加することも双方の入札に参加することも可能であるが、第13条第1項に基づき第1回目の入札実施期日の7日前までに協会に提出した書類に記載された落札大豆販売予定先から買受申し込みがある産地品種銘柄等区分以外の区分を申し込むことはできない。

6. 第21条（播種前売買契約の締結）

① 第1項を次のとおり変更する。

- ・ 協会は、前条第2項で通知した落札大豆について、売買価格、売買数量、第22条に規定する確定売買契約の締結時期、受渡し時期、品位指定の有無（指定する場合は、その対価額、指定内容）、その他付帯事項等を内容とする播種前売買契約を、売り手（又は売り手が第23条の規定により自己の代理人として代金決済及び物流指示業務を委託した者）及び買い手（落札者）に締結させるものとする。ただし、落札者が問屋等である場合にあつては、売り手及び買い手（落札者）に落札大豆の買受け先として入札票に記載された加工業者等を加えた3者契約とする。締結期限は、第1回目は令和7年6月30日、第2回目は7月31日とする。

② 第3項を次のように変更する

- ・ 売り手は、令和7年5月末時点、6月末時点及び第1項の播種前売買契約締結期限（7月31日）時点における契約締結の状況を取りまとめ、協会あてに報告するものとする。

7 第24条（入札取引結果の公表）

第1項を次のように変更する

- ・ 協会は、上場産地品種銘柄等区分別の上場数量、落札数量、平均落札価格その他必要な事項を集計し、第1回目は令和7年4月30日、第2回目及び令和7年産大豆播種前入札取引全体については令和7年5月31日に公表するものとする。

8 第25条（入札保証金の預託）

① 第2項を次のように変更する

- ・ 入札保証金の預託は、協会が定めた期日までに、協会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。この時点で預託された保証金は、第2回入札に係る第21条の播種前売買契約締結時点まで有効とする。ただし、第1回目で落札した大豆の播種前売買契約が締結されていない場合は、落札大豆の売買価格総額の10分の1を控除した額を、第2回入札時の保証金預託額とみなす（以下「みなし保証金額」という）。

② 第2項の後に、次を第3項として加える。

- ・ 前項による第2回入札時のみなし保証金額については、協会から各買い手登録者に通知しない。また、問合せに応ずることもしない。

③ 上記の第3項を新たに加えることに伴い、現行第3項を第4項に、現行第4項を

第5項とする。

9 第26条（無効となる入札）

- ・現行業務規程の別表を別表第2とする。

10 附則を次のように定める

- ・この業務規程は、令和7年産大豆播種前入札取引に適用する。

第3 大豆の播種前入札取引に係る買い手登録者遵守事項のうち、下記に掲げる事項を変更し、新たに令和7年産大豆播種前入札取引に係る買い手登録者遵守事項を策定する。

1. 「9 入札取引の実施予定に関する通知（播種前規程第8条関係）」を次のように変更する

- ・ 令和7年産大豆播種前入札は4月下旬と5月中下旬の2回実施します。協会は、令和7年3月20日までに入札取引の具体的実施期日を定め、買い手にメールで通知するとともに、協会のインターネットホームページに掲載して公表します。

2. 「11 買受け申込み関係書類の提出（買い手登録者が問屋等の場合のみ）（播種前規程第13条関係）」を次のように変更する

- ・ 買い手登録者のうち問屋等に限っては、落札大豆の販売予定先である各加工業者等（以下、「販売予定先加工業者等」という。）に対し、買受け申込み関係書類（別紙様式5号）を作成するよう指示し、受領・取りまとめのうえ、第1回入札実施日の7日前までに協会に提出する必要があります。

なお、買受け申込み関係書類を提出する販売予定先加工業者等は、登録申請時に提出した落札大豆販売予定先加工業者リストに掲載された者でなければなりません（この時点でリストへの追加はできません。）。

また、複数の問屋等から同一の販売予定先加工業者等による買受け申込み関係書類が提出され、かつ、同一の産地品種銘柄等区分に対し重複する買付委託があった場合、これに従って入札申込みを行うと、いずれの問屋等の入札も無効札扱いとなります。このため、問屋等におかれては、落札大豆販売予定先に買受け申込み関係書類の作成を指示するに当たっては、複数の問屋等に同一産地品種銘柄等区分に対する入札依頼をすることはできないことを、十分に説明していただくようお願いします（17の（2）の⑥参照）。

さらに、播種前入札取引は、入札から落札大豆の販売完了までに要する期間が最長15か月と長期にわたり、過去に落札後の販売予定先加工業者等の経営破綻等により落札大豆の販売が困難となる事例が発生していることに鑑み、問屋等におかれては、入札前及び落札後における販売予定先加工業者等の経営状況の把握・分析等適時・的確な与信管理に努めていただくようお願いします。

3. 「12 入札保証金の預託（播種前規程第17条及び第25条関係）」を次のように変更する

- ・ 買い手登録者は、播種前入札取引に先立ち、収穫後入札取引の入札保証金とは別に、所要の入札保証金を、協会が指定する預金口座に予め入金することにより、協会に預託する必要があります。入札保証金が預託されていない場合、あるいは預託された金額が所要金額に対して不足する場合は、入札申込み内容の全てが無効となります。

具体的には、買い手（入札者）の入札金額（産地品種銘柄等区分ごとの入札価格×入札数量の総計）と入札保証金額を照合し、入札保証金額が入札金額の10分の1に満たない場合は、当該入札申込みは全て無効となります（換言すれば、入札申し込みは、総入札金額が入札保証金預託額の10倍を超えない範囲で行わなければなりません）。

協会は、第1回入札実施日の前日（休日・祝日の場合は、協会が入札保証金振込先として指定した金融機関の入札実施期日以前の直近の営業日）の午後3時以降に、買い手ごとの入札保証金の額を確認します。この確認日の金融機関営業時間外や入札実施期日当日に振り込んでも、入札保証金として取り扱うことはできませんのでご注意ください。

また、第2回入札取引に係る入札保証金は、第1回入札時に預託した保証金を充当することが出来ますが、第1回目で落札した大豆取引価格総額の10分の1相当額を控除した金額を預託額とみなします（以下「みなし保証金額」といいます）。このため、第2回入札に参加するにあたって保証金預託額を増額する場合は、第2回入札実施日の前日（休日・祝日の場合は、協会が入札保証金振込先として指定した金融機関の入札実施期日以前の直近の営業日）の午後3時までに入金してください。

なお、みなし保証金額は、協会から各買い手登録者に通知しませんので、各自で計算の上、保証金額不足による入札無効とならないようご注意ください。

4. 「13 入札申込みの方法（播種前規程第14条及び第15条関係）」を次のように変更する。

- ・ 買い手登録者（入札者）は、次に示す方法により入札申込みを行います。
本項の要件を満たしている場合、第1回、第2回双方の入札に参加することも、どちらか一方だけ参加することも可能です

(1) 申込みの日時及び方法

入札申込みは、第1回目、第2回目ともに入札取引実施日の午前10時から12時（正午）までの間に、協会ホームページの登録者限定ページからダウンロードした入札票電子ファイルに必要事項を入力し、その電子ファイルを播種前入札取引専用メールアドレス宛てにメール送信することにより行います（ファクシミリに

よる受付は行いません)。

(2) 入札票に記入すべき事項

ア 入札者に関する事項

入札票の所定の欄に、入札回、入札者の名称及び買い手登録者番号を明記してください。なお、入札者の名称及び買い手登録者番号は、上記 6 の買い手登録通知の記載に従ってください。

イ 販売予定先に関する事項（入札者が問屋等の場合のみ）

買い手登録者が問屋等である場合に限っては、入札票の所定の欄に、当該入札申込みに係る販売予定先加工業者等の名称を明記する必要があります。

なお、入札票に記載する販売予定先加工業者等は、上記 11 の買受け申込み関係書類を提出した者でなければなりません。また、販売予定先加工業者等が複数にわたる場合は、それぞれ別葉の入札票としてください。一の入札票に複数の販売予定先加工業者等の名称を記載すること（複数の買受け先の連名による入札申込み）はできません。

また、本項の要件を満たしている場合、第 1 回、第 2 回双方の入札に参加することも、どちらか一方だけ参加することも可能です。

ウ 入札申込み事項

入札票に記載された産地品種銘柄等区分（同一産地品種銘柄で産地を複数の地域に分割して上場している場合は当該区分、以下同様。）のうち、入札申込みを行う区分ごとに、1 種類の入札申込み数量及び入札申込み価格の組合せで記入してください（一の入札票において、1 つの産地品種銘柄等区分について入札申込み数量を複数に分け、それぞれに異なる入札申込み価格を設定することはできません。）。

具体的な設定・記入方法は、以下のとおりです。

① 入札申込み数量：9.9 トン（1 俵 60kg の場合 165 俵）を一口とする任意の口数単位で申し込むものとし、整数で設定し、算用数字で明瞭に記入してください。

一の入札票を用いて申し込むことができる数量の下限は 1 口とし、上限は産地品種銘柄等区分ごとに上場数量までです（問屋等が複数の販売予定先加工業者等に係る入札申込みを行う場合は、別葉の入札票で申し込むので、上限は販売予定先加工業者等ごとに上場数量までとなります。）。

なお、加工業者等が、同一法人の複数事業所で買い手登録し、これらの複数事務所から同一産地品種銘柄等区分に入札申込みを行う場合は、各事務所の申込み数量の合計をもって当該法人の入札申込み数量とみなしますので、これ

が上場数量を超えることがないようにご注意ください。

- ② 入札申込み価格：60kg 当たり包装代込み産地倉庫戸前渡し価格（消費税は含まない。）とし、10 円単位（末尾の数字が 0）で設定し、算用数字で明瞭に記入してください。

5. 「20 入札取引結果の公表（播種前規程第 24 条関係）」を次のように変更する。

- ・ 協会は、入札取引結果から産地品種銘柄別の上場数量、落札数量及び平均落札価格を集計し、第 1 回目は令和 7 年 4 月末、第 2 回目は 5 月末に報道関係に公表するとともに、協会のインターネットホームページに掲載します。

登録者には、電子メールでホームページに掲載した旨を通知します。

6. 「21 播種前売買契約の締結（播種前規程第 21 条関係）」を次のように変更する。

- ・ 上記 19 の落札結果通知により落札した大豆がある買い手（落札者）に対しては、別途、当該落札大豆の売り手（全農の場合は、業務代行者である株式会社アグリネットサービス）から播種前売買契約締結の案内があります。第 1 回目は令和 7 年 6 月 30 日までに、第 2 回目は 7 月 31 日までに売り手と同契約を締結し、売買価格、売買数量、確定売買契約の締結時期、受渡し時期、品位指定の有無等の基本的な売買条件を取り決める必要があります。

なお、落札者が問屋等である場合は、売り手及び買い手（問屋等自身）のほか、入札票に記入した販売予定先加工業者等に、落札大豆の買受け先の立場で契約に必ず参加していただき、これら 3 者で契約を締結していただく必要があります。

7. 「22 播種前売買契約を締結しなかった場合の入札保証金の帰属（播種前規程第 26 条関係）」を次のように変更する。

- ・ 落札者が、上記 21 で規定する所定の期日までに播種前売買契約（問屋等の場合は販売先予定先加工業者等を含む 3 者契約）を締結しなかった場合、当該落札結果は効力を失うとともに、当該落札に対応する落札金額の 10 分の 1 の金額は、協会及び売り手に帰属します。協会は、当該落札者から協会に預託されている入札保証金からこの金額を徴収します。

8. 「23 入札保証金の返還（播種前規程第 25 条関係）」の冒頭に次を加える。

- ・ 協会は、落札があった買い手登録者については、5 月末、6 月末および 7 月末時点の播種前売買契約の締結状況を売り手からの報告により確認し、契約締結済みの買い手に対し入札保証金を返還します。返還額は、預託額から上記 14 の入札手

数料を差し引いた額となります（ただし、上記 22 に該当する場合は、さらに所要の徴収額を差し引いた金額となります）。上記以外の買い手登録者（落札がなかった者）の入札保証金については、第 2 回目の入札取引終了後、速やかに返還します。返還額は、入札申込みを行わなかった者にあつては預託額（全額）、入札申込みがあった者にあつては預託額から 14 の入札手数料を差し引いた額となります。

9. 「30 令和 7 年産大豆播種前入札取引に係る買い手遵守事項は、令和 7 年産大豆播種前取引にのみ適用する。また、本実施要領は、令和 7 年産大豆播種前入札取引に係る入札保証金を協会が全売り手登録者に返還した日の翌日をもって効力を失するものとする。」を加える。